

パリ協定と整合したエネルギー基本計画の策定を求める意見書

2018年（平成30年）6月15日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

第5次エネルギー基本計画は、2050年までに温室効果ガスの排出量を80%削減するという我が国の長期目標に向けて、以下の点を明確にし、パリ協定の目的と整合したものとすべきである。

- 1 福島第一原発事故の経験から、原子力発電所の稼働、新增設を前提とするのではなく、原子力からの脱却を前提とする計画とすべきである。
- 2 脱炭素を実現するため、石炭火力発電からの脱却を明確に位置付けるべきである。
- 3 速やかに再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために、2030年の電力供給に占める再生可能エネルギーの割合を30%以上に引き上げるべきである。また、その拡大に当たっては、太陽光・風力について蓄電池や水素等と組み合わせた「再生可能エネルギー・電力貯蔵系システム」をコスト検証の対象とするのではなく、再生可能エネルギーの送電網への優先接続、既存送電網の活用及び地域分散型電源に対応した送電網の拡充など、地域分散型のエネルギー需給システム構築のための政策を積極的に推進するべきである。
- 4 省エネ対策の一層の強化及び脱炭素化を促進する野心的な炭素の価格付け政策を早急に導入するべきである。
- 5 エネルギー基本計画は、国民への十分な情報開示と、国民の意見が政策の立案・策定において実質的に反映されるプロセスの下で策定されるべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

第4次エネルギー基本計画（2014年5月。以下「現行計画」という。）の策定から、4年が経過した。この間、エネルギーをめぐる国際情勢は大きく変化している。資源エネルギー庁では、昨年秋より、エネルギー情勢懇談会（以下「情勢懇」という。）及び総合資源エネルギー調査会基本政策分科会（以下「分科会」という。）を中心に、2050年を見通した新たなエネルギー基本計画の策定に向けて議論を重ねてきた。そして、本年5月19日、同庁から、「第5次

エネルギー基本計画（案）」（以下「本計画案」という。）が公表され、パブリックコメントに付された。

当連合会は、これまでも「エネルギー政策の転換を求める決議」（２０００年１０月６日）、「エネルギー政策の根本的な転換に向けた意見書」（２０１１年５月６日）等、我が国のエネルギー政策のあるべき方向について提言し、パリ協定批准に当たっては、「パリ協定の実施のための国内法制度の整備に関する意見書」（２０１７年２月１６日）を公表してきた。

本意見書は、これまで公表した意見及びその後の国内外の情勢の変化を踏まえて、主要な論点について意見を述べるものである。

我が国は、国際的な気候変動対策の流れを受けて、２０１２年４月に閣議決定された第４次環境基本計画で２０５０年までに８０％の温室効果ガスの排出削減を目指すとの長期目標を設定し、２０１６年５月に策定された地球温暖化対策計画においても同様の長期目標が盛り込まれている。

さらに、現行計画が策定された後に大きく変わった点として、２０１５年１２月、国連気候変動枠組条約締約国会議（ＣＯＰ２１）においてパリ協定が採択され、我が国も、２０１６年１１月８日に批准したことが挙げられる。同協定は、近年現実化する気候変動による悪影響を最小化するために、地球全体の平均気温の上昇を産業革命以前の水準と比較して２℃を十分に下回るものに抑え、１．５℃にとどめるよう努力することを目的とし、２１世紀後半の早い時期に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする長期目標を定めたものである。同協定の採択・発効を機に、世界の潮流は省エネの推進と化石燃料から再生可能エネルギーへの転換による脱炭素の経済社会の構築に向けて動き出しており、年々、その動きを加速させている。

エネルギー基本計画は、我が国の気候変動対策の根幹となり、今後の経済や国民生活に大きな影響をもたらすものであるが、上述した国際情勢を踏まえると、その内容は、脱炭素を目指すパリ協定と整合したものにする必要がある。加えて、我が国は、２０１１年３月１１日の福島第一原発事故を経験しており、原子力依存からの脱却も重要な課題となっている。

現行計画では、石炭及び原子力が「重要なベースロード電源」と位置付けられている。また、同計画を踏まえて策定された長期エネルギー需給見通し（２０１５年７月。以下「２０３０年エネルギーミックス」という。）でも、２０３０年の電力供給における原子力の割合が２０～２２％、石炭の割合が２６％とされたが、今般の改定に当たっては、このような石炭及び原子力の位置付けを

改めることが期待されていた。

しかしながら、本年4月10日に出された情勢懇からの提言（以下「情勢懇提言」という。）及び本件計画案は、世界的な脱炭素へのエネルギー転換の動きが加速していることに触れつつも（本計画案12頁ほか）、エネルギー技術こそ脱炭素化等を実現する希少資源であり（3頁）、技術間の競争は始まったばかりで、その帰趨はいまだ不透明である（8頁）との視点から、2030年までは既存技術で対応し、2050年に向けては、非連続の技術革新での対応を念頭に置くとしており（104頁）、全体を通して、産業構造や社会経済システムの変革ではなく、技術の変化に偏重した計画である。

また、2030年に向けた基本的な方針としては、「2030年のエネルギーミックスの確実な実現」を目指すとし（3頁、12頁）、2050年に向けては、技術革新等の不確実性、不透明性を強調して、「あらゆる選択肢の可能性を追求する野心的な複線シナリオ」を採用する（94頁）としており、基本的に現行計画を踏襲したものとなっている。

気候変動対策の緊急性、脱炭素の経済社会の構築に向けて世界が加速的に変化し、国際競争も激化している中、本計画案は時代の要請に呼応したエネルギー基本計画とは言えず、以下の視点から、抜本的な見直しが必要である。

2 原子力発電について

(1) 我が国のエネルギー政策における原子力発電の位置付け

福島第一原発事故による避難指示地域が縮小され、その住民は2.4万人とされているが、実際に事故によって避難を余儀なくされている被災者は、これをはるかに上回る。原子力発電は、原子力規制委員会が策定した新規制基準によっても安全性が確保されず、原子力依存からの脱却は、多くの国民の願いである。

ところが、福島第一原発事故後に策定された現行計画は、「原子力依存度を可能な限り低減させる」としたものの、原子力を「重要なベースロード電源」と位置付け、2030年の電力供給に占める原子力の割合を、既存原発の再稼働によっては実現可能性に乏しい20～22%（福島第一原発事故前は26%）とするなど、原子力発電を中核にしたものであった。本計画案でも、「2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率の実現を目指す」（19頁）とし、その姿勢は変わっていない。

本計画案では、さらに、原子力を「長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」（19頁）かつ「現状、実用段階にある

脱炭素化の選択肢」(99頁)と位置付けた上で、2050年に向けての課題を「社会的信頼の回復」とし、そのために「人材・技術・産業基盤の強化に直ちに着手し、安全性・経済性・機動性に優れた炉の追求、バックエンド問題の解決に向けた技術開発を進めていく」意向を示した(99頁)。原子力依存についても、「経済的に自立し脱炭素化した再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」(98頁)と言うにとどまり、新增設にこそ言及していないが、依存率を低減させるとの方向性は明確でない。また、損害賠償制度の見直しについては、原子力事業者の予見可能性の確保に留意しつつ、必要な措置を講ずるとしている(49頁)。

このように、本計画案における原子力についての方針は、今後も原子力発電を推進することを示したものであり、福島第一原発事故の経験、反省と教訓を原点に取り組む姿勢とは言えない。

(2) 原子力政策の破綻

福島第一原発事故後、国際的にも原子力発電の新設費用は高騰しており、とりわけ使用済み核燃料の処理方法や廃炉はいまだ確立されておらず、発電から廃棄に至るプロセス全体にかかるコストを考えると、今後、原子力発電のコストは現在想定されているよりも更に高額になる可能性がある。

また、使用済み核燃料の再処理によってプルトニウム等を抽出し、核燃料として再利用することが計画されてきたが、周知のとおり、福井県敦賀市の高速増殖炉「もんじゅ」は、一度も本格運転に至ることがないまま廃止に追い込まれた。加えて、福島第一原発の汚染水対策とされた凍土壁は効果を上げていない。

情勢懇提言や本計画案では、なおも、廃炉や廃棄物処理などのバックエンド問題への対処、高速炉の開発などが方針として掲げられている(99頁)が、これらの技術的実現可能性は極めて低い。

このような原子力政策を見直すべきことは、2013年10月4日に、当連合会第56回人権擁護大会における「福島第一原子力発電所事故被害の完全救済及び脱原発を求める決議」等においても指摘してきたところである。

(3) 原子力に頼らない温室効果ガスの排出削減

1990年以降、気候変動問題が国際的な課題となってきたが、我が国は2015年までに石炭火力発電の設備容量を約3倍に増やし、そのほとんどを稼働させてきた。そのため、1990年以降も温室効果ガスが増え続けていたが、2013年をピークに減少に転じている。

2013年という、福島第一原発事故から2年後のことである。我が国の供給電力における原子力の比率は2010年の時点で25%を占めていたが、2011年の福島第一原発事故を契機に多くの原子力発電所が運転停止に追い込まれ、原子力による発電量は長期にわたって0%が続き、5年経った2016年末でも1.7%にとどまっている。そのため、原子力の代替として、火力燃料の焼き増しが行われたが、そのような中でも、温室効果ガスの排出量が減少に転じたのは、広範囲にわたって省エネに取り組むとともに、大規模水力を含む再生可能エネルギーの比率を9.8%から14.8%に増加させたことによるものであると考えられる。

この経過が示すように、温室効果ガスの排出削減には、石炭火力を低減し、省エネ及び再生可能エネルギーを拡大する政策こそが重要であり、技術的・社会的に困難で経済的合理性を欠いている原子力に頼る必要はない。福島第一原発事故を経験した我が国においてこそ、既存原発の再稼働や新型原子炉等の新增設によるのではなく、原子力から脱却して、脱炭素への道に転換すべきである。

3 石炭火力発電・脱炭素化政策について

現行計画では、石炭は原子力とともに、「重要なベースロード電源」と位置付けられ、2030年エネルギーミックスでは電源構成の26%を占めている。

世界の平均気温を産業革命前と比べて2℃未満の気温上昇に抑え、1.5℃以内にとどめるよう努力するとのパリ協定の目標を実現するには、今世紀後半までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにしなければならないとされている。これは、科学の要請によるものである。

石炭火力は最も高効率の超々臨界圧発電であっても、二酸化炭素の排出量は高効率天然ガス発電の約2倍にも及ぶ¹。今後、数十年のうちに脱炭素を実現するには、まず石炭から脱却し、省エネの推進や再生可能エネルギーへの転換を図っていくべきである。また、脱炭素への過渡期における化石燃料源としては、天然ガスの高効率化を図ることを検討すべきである。

米国は、国内炭が豊富であるが、大気汚染や経済性の観点から、2010年以降、設備容量で約40%の石炭火力の運転が中止ないし中止が約束されている。また、中国やドイツでも石炭利用を減少させつつあり、ドイツでは段階的廃止を検討する委員会を立ち上げた。2017年11月に開催されたCOP2

¹ 1kwh当たりの二酸化炭素排出量は、超々臨界圧石炭火力発電は785gであるのに対し、コンバインドサイクル1400℃LNG火力発電は350g（総合資源エネルギー調査会火力発電に係る判断基準ワーキンググループ報告書（2016年））

3の会議場では、イギリス、カナダ、フランス、イタリアなどの先進国を含む25か国及び3つの自治体が「脱石炭に向けたグローバル連合」の結成を宣言した。このように、今後、世界の脱炭素の流れはますます加速すると予測され、石炭火力発電からの投資を引き上げる動きも現実化している²。

しかるに、情勢懇提言では、「エネルギー転換・脱炭素化が実現するまでの過渡期において、内外で化石エネルギー源はなお主力」であり、「高効率クリーンコール³に傾注する」としており、石炭火力発電を継続する方針を示した。また、本計画案では、次世代高効率石炭火力発電技術やCCSの開発推進によって、非効率石炭（超臨界圧以下）のフェードアウトを促す仕組みや、2030年度に向けての中間評価の基準の設定等を講じる（56頁）とするだけで、石炭を「重要なベースロード電源」かつ「活用していくエネルギー源」と位置付け（20頁）、国内外で石炭火力のリプレースや新增設を推進するという現行計画の方針を継承している。

実際、福島第一原発事故後、50基もの石炭火力発電所の新増設計画が立てられ、これまでに6基が経済性評価等から中止となったが、8基が既に稼働し、36基がなお建設・計画中である。これらの計画が全て実施されれば、老朽した石炭火力発電所が稼働45年で廃止されたとしても、2030年には全電力における供給量の32%になると見込まれ、2030年の二酸化炭素の削減目標を約7000万～8000万トンをも超過し⁴、2050年温室効果ガス80%削減目標とも整合しない。

このような日本国内の動きは、パリ協定の下で脱炭素化を実現しようとする世界の潮流に逆行するものであり、本計画案での石炭に対する方針は、そのような逆行の動きを後押ししかねない。よって、石炭火力からの脱却を明確に位置付けるべきである。

4 再生可能エネルギーの目標引上げと導入推進策について

(1) 2030年の電源構成における再生可能エネルギーの比率引上げ

気候変動対策として重ねられてきた様々な政策的努力によって、エネルギー源をめぐる世界の潮流は、再生可能エネルギーを中心としたものに大きく舵を切り、第4次エネルギー革命ともいわれるダイナミックなエネルギー転

²2018年5月3日 Climate Action Tracker 発表

³石炭の二酸化炭素や窒素酸化物の排出量を抑え、環境負荷の軽減を実現する石炭利用技術であるが、発電効率向上の技術も含めることもある。

⁴環境省：最近の火力発電所設置事業における手続き状況等

(<https://www.env.go.jp/council/02policy/y0212-05/mat05.pdf>)

換への動きにある。中でも、太陽光発電や風力発電のコストは、導入量の増加に伴って予想をはるかに上回るスピードで低下し続けており、世界的には、現時点で火力発電に対抗し得るレベルにまで近づきつつある。大幅なコストの低下によって、再生可能エネルギーの導入が更に加速するという好循環が生まれており、国際エネルギー機関（IEA）の報告によれば、2015年に導入された設備からの発電量は90%以上が再生可能エネルギーであった。我が国でも、2016年末に、設備容量では、再生可能エネルギーが原子力発電を超えた⁵。

パリ協定の下、企業や自治体では、更に、再生可能エネルギー100%への動きが高まっている。国としても、ドイツは2030年に発電量の50%以上、フランスは石炭を全廃し原子力発電も大幅に削減することを前提として2030年に40%、スペインは2040年に40%、イタリアは2020年に35%～38%、イギリスは2020年に31%を再生可能エネルギー由来とすることを目指している。中国は2050年に再生可能エネルギー80%とする目標の下、2017年末時点で既に全発電設備容量の36.6%、発電量の26.4%を再生可能エネルギーが占めたと発表した。

我が国は再生可能エネルギーの賦存量に恵まれた国であり、省エネや人口減少によって電力需要自体の減少が見込まれている中、環境省の2015年調査報告書によれば、現状の電力需要を前提としても、2030年に再生可能エネルギーの割合を発電電力量の24%～35%とすることは可能とされている。

我が国でも、2050年までに温室効果ガスの排出量を80%削減すると長期目標を達成するためには、2030年の再生可能エネルギー導入目標の大幅な引上げと実現のための適切な政策が必要である。

(2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組に逆行する本計画案

情勢懇提言や本計画案では、再生可能エネルギーについて「主力電源化への布石を打つ」との記述が盛り込まれている（17頁）が、2030年の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合は、2030年エネルギーミックスで示された22%～24%のままであり、2050年の目標も示されていない（38頁）。逆に、情勢懇提言や本計画案では、2050年に向けてのエネルギー選択においても3E+S⁶が基本であるとし（95頁）、選択肢ごと

⁵自然エネルギー財団コラム (<https://www.renewable-ei.org/activities/column/20170519.html>)

⁶エネルギーの安定供給 (Energy Security)、経済効率性 (Economic Efficiency)、環境への適合

の開発目標を設定して行う「科学的レビューメカニズム」を構築し（95頁ほか）、コスト・リスク検証の開発を行う（96頁ほか）とした上で、再生可能エネルギーは「火力に依存しており、それだけで脱炭素化は実現できない」が、「蓄電・水素と組み合わせれば脱炭素化電源となりうる」エネルギー源と位置付け（3頁）、2030年エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの導入目標（22～24%）を引き上げるには、そのコストを低減し、経済的に自立させることを条件とするものである。その上で、太陽光や風力といった変動再生可能エネルギーを蓄電池・水素といった電力貯蔵で補うことなどを選択肢として挙げているものである（95頁～97頁）。他方、原子力こそ、定期点検や事故時には火力に依存していることには触れておらず、近年、世界的にコスト低下が顕著な再生可能エネルギーの拡大に足かせを課そうとするものというほかなく、再生可能エネルギーの主電源化を目指すことに、本気で踏み込んだものとは言えない。

我が国の送電網の運用では、再稼働の見込みのない原子力発電や年間数日しか稼働しない石油火力発電のほか、出力が100%となることのない太陽光発電や風力発電についても、年間通じて100%出力を想定した送電網が確保されている。このいわゆる「先着優先ルール」によって、新設の再生可能エネルギーの電力系統への接続が制限され、高額な接続費用が請求されるケースもあるが、実際には送電網の利用は全国平均で2割を下回ることが報告されている⁷。現状でも、再生可能エネルギーの利用には重い制約が課されている。

また、現時点で、電力供給における30%程度の再生可能エネルギーの導入に、蓄電池や水素との組合せが不可欠なのではなく、送電網の広域連携、現存の水力等の調整可能電源の活用、気象予測やIT活用、デマンドレスポンス⁸など電力系統の柔軟な活用システムを導入することで可能である。IEAの報告でも、「地域ケーススタディの評価では、現在の電力システムの柔軟性の水準で、技術的観点から年間発電電力量における25～40%の変動電源のシェアを達成でき、少量の変動電源の出力の抑制を許容することで、このシェアは更に増加できる」としている。

(Environment), 安全性 (Safety) から成り、日本のエネルギー政策の基本となる概念。

⁷ 安田陽氏（京都大学大学院経済学研究科特任教授）報告（http://www.econ.kyoto-u.ac.jp/renewable_energy/occasionalpapers/occasionalpapersno62）

⁸卸市場価格の高騰時または系統信頼性の低下時において、電気料金価格の設定またはインセンティブの支払いに応じて、需要家側が電力の使用を抑制するような電力消費パターンを変化させること。

長期的な視点で見れば、国内に十分な賦存量を有する国産エネルギーである再生可能エネルギーこそ、苛酷事故のリスクもなく、地政学的な影響も受けにくい、安価で安全で安定した電源となり得るものである。設置に適した地域のゾーニングや環境アセスメントの適正化等による地域との共生を速やかに図るとともに、脱炭素へのエネルギー転換の実現に向けて、合理性を欠く制約を課して制限するのではなく、再生可能エネルギーの系統への接続を優先するなど、再生可能エネルギーを拡大するための方策を広く活用すべきである。

(3) 再生可能エネルギーの導入促進のための制度改革

再生可能エネルギーの導入を実効的なものとするためには、真に持続可能な電力の供給体制を構築するという観点から、電力システム改革を迅速かつ確実に推進すべきことは、「『電力システム改革の基本方針』についての意見書」（2012年9月13日）で述べたとおりである。とりわけ、発送電の分離については法的な分離では不十分であり、所有の分離を原則とするべきである。その上で、ベースロード電源市場や容量市場といった市場ではなく、公正な電力取引市場を整備し、限界費用の低い順に接続するメリットオーダールールによって、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを優先的に利用することは、経済的合理性にも適合する。

また、既存送電網を有効活用し、最大限再生可能エネルギーの接続を可能とするよう速やかに運用を改めるとともに、地域分散型再生可能エネルギーの最大限の利用に向けた送電網整備については、検討ではなく、早急に計画を具体化することこそ、国際競争力の強化や国内産業の振興、地域経済の活性化にもつながるものである。電力系統線の増強・接続費用については、情報公開を徹底し、枝線を除いては送配電事業者負担とすべきである。

また、「パリ協定の実施のための国内法制度の整備に関する意見書」（2017年2月16日）等においても述べたとおり、指定電気事業者制度を廃止し、再生可能エネルギーの電気系統への優先接続ルールを導入するべきである。

なお、FIT制度の下で、買取価格は低減しつつあるが、再生可能エネルギー賦課金は上昇している状況である。しかし、そもそも賦課金による負担は時限的なものであって、未来への投資というべきものである。一時的に国民負担が増えるが、既に諸外国では再生可能エネルギーの価格は大きく低減しており、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー転換を可能にし、

気候変動による大きな損害を未然に防ぎ、その負担を上回る便益を得ることができるものである。

5 省エネの位置付けの強化及び野心的な炭素の価格付け政策について

(1) 省エネ対策の強化及び推進

我が国のエネルギー政策において、省エネは、費用対効果の高い温暖化対策の代表であり、また、「再生可能エネルギー・原子力・化石燃料に並ぶ第4のエネルギー源」であると位置付けられてきた。しかし、単に他のエネルギー源と並列するのではなく、エネルギー供給に優先して省エネを位置付け、これを推進するべきである。

本計画案での記述の多くは、典型的な機器、設備等の階層別の基準適合に依拠したものである。まず、専門的見地からのエネルギー管理によって、省エネ設備の導入や老朽設備の改修、オーバースペックの排除等によって、総合的システムを省エネ化することが必要である。

さらに、典型的な省エネ対策に係る情報や業種・施設種ごとのエネルギー原単位情報を公開し、事業者の省エネの可能性の把握を支援し、トップランナー化を図ることや、トップランナー規制⁹の対象を産業用機器・業務用機器にも拡大すること、省エネ法に基づくベンチマーク制度¹⁰によるベンチマーク目標を達成した事業所に対して、税制上の優遇措置を設けるなどにより、より効果を高めることが重要である。

また、住宅・建築物のゼロエミッション化を誘導するため、断熱性能規制をさらに強化し、賃貸借契約時の重要事項説明に断熱性能を加えることなども導入すべきである。

(2) 脱炭素化を促進する野心的な炭素の価格付け政策

国内排出権取引制度や炭素税等の炭素の価格付け政策の導入は省エネのための積極的な経済的インセンティブとして有効である。発電所や一定規模の排出量を有する大規模工場等については、早急に義務参加型キャップ&トレード方式の国内排出権取引制度を導入し、事業者に当該業種トップ水準のエネルギー効率に移行する省エネを促すとともに、炭素税については気候変動対策として実効性のあるものとするべきである。

⁹ 省エネ法に基づく機器等のエネルギー消費効率の向上を図るために、一定の機器の種類ごとに、商品化されている製品のうち、最も省エネ性能が優れている製品の性能レベルを基準にして、省エネ性能の引き上げを図る制度（なお、本計画案においても35頁ほかに言及がある。）。

¹⁰ 事業者の省エネ状況を業種共通の指標を用いて評価し、各事業者が目標（目指すべき水準）の達成を目指し、省エネ取組を進めるもの。

6 国民参加プロセスについて

国のエネルギー政策は、今や経済的問題だけではなく、原子力発電所の事故や火力発電所による大気汚染といった国民に被害を及ぼす問題や、地球温暖化や気候変動のようなこれまで人類が経験したことのない地球規模の問題にも関係するものであり、行政機関の判断のみで対応できる範囲を超えている。

そのようなエネルギー政策の決定に市民・住民・消費者が主体的に参加し、行政・事業者との協働によって新たな制度や手続を創造的に生み出し、かつ実施していくことが保障される必要がある（「エネルギー政策の根本的な転換に向けた意見書」（2011年5月6日）他）。また、「環境に関わる市民参加を保障するためにオース条約への加入と国内法制の拡充を求める意見書」（2017年2月16日）で指摘したように、環境問題を適切に解決するためには環境政策に関する意思決定への市民・住民・消費者等の参加が不可欠である。

現行計画においても、情報提供を促進すること、「国民に対してエネルギーに関する情報を様々な形で提供することで、国全体としてエネルギーに関する広報が広く行われるような環境を実現していく」こと、「自治体、事業者、非営利法人等の各主体が・・・、責任ある主体として政策立案から実施に至るプロセスに関与していく仕組みへと発展させていく」ことが重要であると明記されていた。今回、基本政策分科会に意見箱が設置され、数百通の意見が寄せられたが、その中に見られた、原子力及び石炭からの脱却と再生可能エネルギーへの転換の加速を求める多くの意見が本計画案に反映されたとは言い難い。

また、本計画案では、「審議会や有識者会合等を通じた政策立案のプロセスは、最大限オープンにし、透明性を高めていく」との記述なされている（91頁）が、審議会等の委員の人選において、国民各層の多様な意見が反映されている構成がとられていることが不可欠である。しかるに、本計画案の結論は、今回のプロセスにおいて、人選においての偏りを裏付けるもので、結論ありきの構成であったと言わざるを得ない。

国のエネルギー基本計画を立案・策定するに当たって、本意見書で指摘した各課題について、改めて、討論型の世論調査や意見聴取会での議論、地域のエネルギー協議会等での議論が尽くされるべきである。

以上